

第1回 仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会 議事録

日時 平成29年12月21日(木) 17:00～19:15

場所 仙台市役所本庁舎2階 第5委員会室

出席委員 伊藤清市委員、内田美穂委員、姥浦道生委員、大草芳江委員、佐藤健委員、高橋直子委員、堀江俊男委員、増田聡委員、山浦正井委員

事務局 板橋秀樹財政局長、高谷昌宏財政局次長兼財政部長、佐々木隆之理財部長、大庭隆一庁舎管理課長、その他職員

1 開会

司 会： ただいまから、仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会を開会します。私は、本日の司会を務めさせていただきます、財政局理財部庁舎管理課長の
大庭と申します。よろしくお願いいたします。

2 委嘱状交付

司 会： それでは、ただいまより、郡市長から委員の皆様へ委嘱状の交付を行います。それでは郡市長、よろしくお願いいたします。

～委嘱状交付～

3 市長あいさつ

司 会： ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、郡市長よりごあいさつを申し上げます。郡市長、よろしくお願いいたします。

郡 市 長： 改めまして、仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会の開会にあたりまして、私からご挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中をご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。そしてこの度、委員へのご就任を快くお引き受けいただきましたことも重ねて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

本日お集まりいただきましたこの本庁舎でございますけれども、昭和40年に竣工いたしまして、既に築52年を経過しております。その間、ご承知のように宮城県沖地震、そして東日本大震災という大きな地震を経験したわけでございます。

幸いにも東日本大震災ではですね、震災の2年半前に次の宮城県沖地震が起きるのではないか、というふうに言われておりましたので、耐震の補強工事をさせていただきましたものですから、なんとか建物はもちまして、その後の任務を務めることができたわけです。市民の皆様方の安全・安心のためにも「良かったなあ」というのがあったわけでございます。

しかしながら、今申し上げましたように、築52年を迎えておまして、老朽化といった課題、それからまた庁舎の分散といった多くの課題がございます。これらの課題を解消するためには、本庁舎を建替える方針といたしまして、検

討を進めるに至ったところでございます。

今後は建替えの基本構想策定を進めてまいります。基本構想には、新しい庁舎のコンセプトをはじめ、立地場所、そして庁舎の配置など数多くの項目を盛り込む予定としておりますので、委員の皆様方には大所高所からご議論いただきまして、本市が策定する基本構想及びその中間案に向けて、委員会としてのご意見をまとめていただきますようお願い申し上げます。

また、議会棟及び議会機能のあり方につきましても、新庁舎の配置に関わる部分を中心に、ご検討をお願いしたく存じます。

お忙しい中、誠に恐縮ではございますけれども、どうぞ皆様方には忌憚のないご意見をいただきまして、今後長きに渡り仙台市民の暮らしを支える仙台市役所の本庁舎の建替えにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

司 会： ありがとうございます。なお、郡市長につきましては、次の公務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきます。

～郡市長 退席～

4 委員紹介・事務局紹介・配布資料確認

司 会： 続きまして、委員の紹介に移らせていただきます。恐縮ではございますが、私からお名前を申し上げますので、委員の皆様におかれましては、その場で着席のまま簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは五十音順で、はじめに伊藤委員からお願いいたします。

伊 藤 委 員： みなさんこんにちは。仙台バリアフリースターセンターの伊藤と申します。私の非営利法人は、主に宮城県内の施設のバリアフリーの調査ですとか、コンサルタントという活動をさせていただいております。

このような立場ですので、どれだけご期待に添えるか分かりませんが、私の立場でもお話しさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。それでは内田委員お願いいたします。

内 田 委 員： 東北工業大学工学部から参りました、内田と申します。元々は岩手県出身なんですけれども、仙台に住んでもう 30 年以上になります。当事者ということもあるんですが、今回は環境分野ということで、私の意見として言えることを言っていきたいと思っております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

司 会： ありがとうございます。それでは姥浦委員お願いいたします。

姥 浦 委 員： 東北大学の姥浦と申します。どうぞ宜しくお願いいたします。専門は都市計画、まちづくりでございます。宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。それでは大草委員お願いいたします。

大 草 委 員： NPO 法人 natural science の大草と申します。私どもの NPO では、科学技術の地産地消というふうに銘打ちまして、地域で生まれた様々な資源を科学を切り口に見るものなんですけれども、そういった資源が長期的な価値として

地域に還元される循環づくりを目指している NPO です。そこでサイエンスデーという科学イベントや、科学技術講座というものを 10 年前からやっているんですけども、私としましてはそういった地域の資源というものが、長期的な価値として地域に還元されるという、こういった視点でこの検討委員会に参加させていただきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。佐藤委員お願いいたします。

佐藤委員： 東北大学災害科学国際研究所の佐藤です。宜しくお願いいたします。私は防災研究に取り組んでおりますので、そういった側面からこの委員会のお役に立ちたいと考えております。宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。高橋委員お願いいたします。

高橋委員： 株式会社伝統建築研究所の高橋と申します。専門は社寺関係の設計と文化財の修理をやっておるんですが、建築士会の代表として専門的な部分で、もしくは市民の立場としてより良い伊達な仙台をつくるというようなことにも立ってですね、いろいろお話しさせていただきたいと思えます。どうぞ宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。堀江委員お願いいたします。

堀江委員： 仙台市連合町内会副会長の堀江でございます。地域の代表という形で参りました。私自身は、52 年前に一職員としてこの新しい庁舎に入庁した、そういう経験がございます。非常に感慨深く、今回の委員を引き受けさせていただきました。宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。増田委員お願いいたします。

増田委員： 東北大学経済学部の増田です。仙台市では都市計画審議会をやったり、震災直前直後の総合計画等をやっており、大きな責任もあるので今回委員を担当することになりました。宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。山浦委員お願いいたします。

山浦委員： 山浦です。社会福祉法人仙台市社会福祉協議会会長を務めております。庁舎というと 100 年単位の事業なものですから、その基本構想の策定に関わっていけることに非常に責任を感じているところでございますけれども、堀江さんと同じように私の立場としては、どちらかと言うと福祉や市民の目線で議論に参加させていただければなと思っております。宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。続きまして、仙台市側の出席職員をご紹介申し上げます。

初めに、財政局長の板橋でございます。

財政局次長の高谷でございます。

財政局理財部長の佐々木でございます。

司 会： なお、当委員会には、技術的な助言等を受けるために、仙台市と基本構想策定支援に関する業務委託契約を締結しております、株式会社社樟設計の方々も同席しておりますので、ご紹介させていただきます。

司 会： ありがとうございます。次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の次第がございまして、資料 1 として委員名簿、次に座席表、当委員会の設置要綱がございまして。その下に、資料 4 の仙台市役所本庁舎諸課題対策検討報告書の冊子、さらに、資料 5 として、その概要版の薄い冊子がございまして。次からが A3 判の資料で、資料 6 の本庁舎建て替えの想定スケジュールについてから、資料 11 の新庁舎のコンセプト、立地、事業手法についてでございまして。資料の不足はありませんでしょうか。

～不足等なし～

5 委員長選出・副委員長選出

司 会： それでは、委員長および副委員長の選出に移らせていただきます。お手元に配付しております資料 3、本委員会の設置要綱第 4 条により、委員長および副委員長は互選によって定めるとされておりますが、この件につきまして、ご意見などございますでしょうか。

伊藤委員： 事務局からご提案ありますでしょうか。

司 会： 事務局といたしましては、都市計画に造詣が深く、様々な審議会でも要職を務められるなど経験豊富でいらっしゃる増田委員に委員長を、また、構造工学がご専門で、減災・防災まちづくりのご研究をされている佐藤委員に副委員長をお願いしてはと存じますが、いかがでしょうか。

～一同異議なし～

司 会： それでは、ご承認いただきましたので、委員長は増田委員、副委員長は佐藤委員ということでお願いしたいと思います。事務局のほうで、お席の準備をいたしますので、少々お待ちください。

～委員長席・副委員長席の席札、荷物セッティング～

司 会： 委員長、副委員長はお席にお着き願います。

司 会： それでは、増田委員長と佐藤副委員長から、ご挨拶を頂戴できればと存じますので、よろしくお願いたします。はじめに、増田委員長、お願いたします。

増田委員長： 皆様からご推薦をいただきまして委員長を仰せつかりました増田です。今回市役所本庁舎の建替えということなんですけれども、どれだけ大きく構えるのか小さく構えるのか、いろいろなスタンスが有り得るようにも思います。昔東京にいた頃に都庁のまわりで仕事をしていたことがあるんですけども、有楽町にあって使いづらい庁舎だなと思っていた時期があったわけですが、それが新宿に移転して丹下さんのあの庁舎ができたわけです。そこまで庁舎建設が都市のあり方を変えようというところまで、視野を広げるということもあるのかもしれない。

ただ、今回百万都市の仙台がどういうふうにか考えるのか、皆さんと議論していく中でいろいろなスタンスが有り得るなというふうに思います。

というわけで、いろいろなテーマが複合的に絡んでくる問題ですので、ぜひ皆さんからの自由な意見交換を行った上で、大きな方向が出せればと思ってお

ります。ぜひ宜しくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。では、佐藤副委員長、宜しくお願いいたします。

佐藤副委員長： 副委員長という大役をご推薦いただきまして、責任の重さを感じているところですが、少しでもこの検討委員会の実りある成果を皆さんと一緒に作り上げていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

6 委員会の進め方

司 会： ありがとうございます。それでは議事に入ります前に、委員会の進め方についてご確認頂きたいことがございます。

まず、会議の公開についてでございます。本市の「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条第1項第2号により、公開・非公開は当該附属機関等において決定することとされております。本市におきましては、このような会議に関しては、原則公開としており、例えば個人情報扱う場合などは、必要に応じ非公開とすることとしております。毎回、議事に入ります前に、会議の公開についてご確認いただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

次に議事録の作成に関してでございます。「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」第4条第1項第3号により、議事録を作成する必要があると思いますが、その方法につきまして、事務局にて作成した議事録の案に、毎回、委員長と、もうお一人の委員の、2名にご署名をいただいて、議事録とすることによろしいか、ご確認をお願いいたします。

なお、当委員会の会議は、「仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会設置要綱」第5条第2項の規定により、過半数が出席しなければ開くことができないとされておりますが、本日は10名中9名の委員にご出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

7 議事

司 会： それではここからは、増田委員長に進行のほうをお願いしたいと思います。
増田委員長、よろしくをお願いいたします。

(1) 会議の公開・議事録の作成について

増田委員長： それでは、会議を進めてまいります。皆様のご協力をお願いいたします。

まず、先ほど事務局からご説明がございましたが、委員会の公開についてです。本日の会議では、特に個人情報を扱うことなどはありませんので、公開とさせていただきますことよろしいでしょうか。

～ 一同異議なし ～

増田委員長： ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

次に、議事録の作成についてですが、今回は私と、もう一人の委員にご署名

をいただいて、正式な議事録とすることよろしいでしょうか。

～ 一同異議なし ～

増田委員長： それではそのようにさせていただきます。議事録への署名委員ですが、名簿順ということで、今回は伊藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～ 一同異議なし ～

(2) 今後の検討スケジュールについて

増田委員長： ありがとうございます。次に、今後の検討のスケジュールについてです。資料が用意されているようですので、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは本庁舎建替の想定スケジュールについて、ご説明を申し上げます。資料6をご覧ください。「1.全体スケジュールについて」でございます。

こちらは昨年度市役所の関係局の部長級及び課長級の職員で検討してまいりました、「仙台市役所本庁舎諸課題対策検討報告書」、この報告書は本日委員の皆様のお手元にも資料4としてお配りしておりますが、この中に掲載しております想定スケジュールに現時点での情報に基づいて修正を加えたものとなっております。

建替場所や、棟構成により4つのパターンを検討しております。この4つのパターンにつきましては、この後「(3) これまでの検討経過について」のところでご説明を申し上げます。

仙台市では平成27年度から28年度にかけて、本庁舎の設備劣化診断並びにコンクリート中性化試験を行っており、その結果この庁舎の耐用限界まではあと13年から14年との結論を得たところでございます。表の右端の黒い部分が、それを表しております。

こちらのスケジュールは、この耐用限界までに新庁舎の供用を開始できるよう、また先行する他都市の実際のスケジュールを参考に作成したものでございまして、これより完成が遅れますと設備等に不具合や故障が生じ、修繕等に多額の費用を要することになるものと見込んでおります。

この4つのパターンのいずれの場合でも、まずは今年度後半から1年程度で基本構想を策定し、その後次の工程へ進んでいく流れを想定しております。

次に、「2.基本構想策定までのスケジュールについて」でございます。

基本構想は平成29年度から30年度にかけて策定する予定でございまして、来年5月頃に中間案をとりまとめたいただきまして、その後パブリックコメントを経まして、8月末を目標に策定が完了するよう作業を進めたいと考えております。図の中段が当委員会の予定でございまして、本日が1回目コンセプト、立地、事業手法について、この後ご議論いただくことになっております。

1月下旬の2回目では、新たな庁舎の機能や規模について、3月下旬の3回目が庁舎の配置やコスト、スケジュールといった整備方針についてご議論をお願いいたします。

委員の皆様から出されたご意見につきましては、次の回の委員会冒頭で要旨を説明し、内容を振り返りの上、さらにご意見があれば必要に応じて再度議論をする、といった進め方をしてまいりたいと考えております。

来年5月中旬頃には4回目の委員会を開催し、この委員会で基本構想の中間案をとりまとめていただきまして、最終回となる7月開催予定の5回目でパブリックコメントを経て、必要に応じて修正した基本構想の最終案についてさらにご意見をいただき、基本構想を策定するといったスケジュールでございます。

次に図の一番下の欄が仙台市議会が設置しております、「新たな本庁舎・議会棟の整備調査特別委員会」のスケジュールでございます。こちらでは本庁舎の建替えと、議会棟及び議会機能のあり方について、議会としてご議論をされておりまして、既に3回開催されております。本日この後、この調査特別委員会におけるご意見をご紹介しますが、今後も当委員会と調査特別委員会の間では、相互にご意見等をご紹介しますながら、議論を進めていくこととしております。

また、この調査特別委員会で検討される議会棟及び議会機能のあり方につきましては、とりまとめられた骨子が5月初めまでには本市に提出される予定でございますので、その内容を反映した中間案のとりまとめを宜しく願いいたします。スケジュールにつきましては、以上でございます。

増田委員長： それでは来年までのスケジュールが示されましたが、皆さんからご意見、ご質問などありますでしょうか。

宜しいでしょうか。それでは、示されたスケジュールを前提に議論を進めていきたいと思っております。

(3) これまでの検討経過について

増田委員長： 続きまして、これまでの検討経過についてでございます。仙台市のほうでも、様々な検討を行ってきた経過があるようですので、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局： それではこれまでの本庁舎建替えに関する経過、検討経過につきまして、資料4「仙台市役所本庁舎諸課題対策検討報告書」をもとに、その概略をご説明いたします。こちらの報告書は本庁舎の課題やあり方などを整理し、課題を解消する方策を検討したものでございます。

はじめに3ページをご覧ください。これまで庁舎整備等検討の経緯を表にまとめてございます。

平成8年度に本庁舎の耐震診断を行った結果、耐震指標を表すIs値、こちらは3ページに下に注釈がございますが、0.6未満ですと震度6強の地震及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性があるとされておりますが、このIs値が最も低いところで0.34程度と判明いたしました。この状態ですと、災害時の司令塔となる災害対策本部の設置に適さないということになりますので、平成10年に災害対策本部を青葉区役所の4階に移設する措置を行いました。

平成 16 年に新庁舎建設に向けて検討を開始しましたが、当時の宮城県沖地震の発生確率の高まりや、財政難の影響から、平成 18 年に新庁舎建設の検討を中止し、まずは制震ブレースによる耐震改修工事を行うこととなり、平成 20 年 9 月に完了しました。

その 2 年半後に東日本大震災が発生しましたが、耐震工事が功を奏し、構造体には大きな被害は発生せず、引き続き本庁舎を使用して災害対応を行うことができました。

しかしながら、復興業務の増加などで庁舎の狭隘化が顕著となり、周辺の民間ビルを借りることで、庁舎の分散化がさらに進んだほか、空調設備や配管などに老朽化によるものと思われるトラブルが相次ぐ状況となってきたため、これらの課題を抜本的に解消することを目的に、昨年度検討を行い、この報告書としてとりまとめたところでございます。

次に、本市で保有している庁舎の状況でございます。7 ページをご覧ください。本庁舎とその近辺にある市所有の庁舎の状況でございます。本庁舎が一番規模が大きく、かつ一番古くなっております。本庁舎と北庁舎、国分町分庁舎、二日町分庁舎、錦町庁舎の 5 つはいずれも昭和 40 年代に建てられており、老朽化が本庁舎同様に進んでいる状況でございます。表の末尾にございます上杉分庁舎は、東日本大震災により庁舎が損壊したため、平成 27 年に建替えた 14 階建ての新しい庁舎となっております。

続きまして 8 ページをご覧ください。こちらは本市所有の庁舎だけでは足りず、民間ビルを借りている庁舎の一覧となっております。面積は 6,300 m²程、年間の賃料は約 2 億 5 千万円となっております。

先ほどの上杉分庁舎の建替えによりまして、ピーク時に比べますと 3 つ減って、現在 5 つのビルを借りているという状態でございます。

隣の 9 ページは、各庁舎の位置図でございます。本庁舎近辺で合わせて 11 の庁舎に分散しているという状況となっております。

11 ページから 15 ページまでが各庁舎の部局の配置状況でございます。

16 ページをご覧ください。各庁舎の着席人数でございます。これは座席を持っている人の数ということでございますが、本庁舎で 1,400 人弱、各庁舎合わせて 3,200 人ほどの人数となっております。

隣の 17 ページが会議室の利用状況でございます。この表にあるものの他、各部局が専用の会議室や、打合せスペースを保有している状況となっております。

17 ページの下から 18 ページにかけてが駐車場の状況でございます。来庁される方は基本的に本庁舎に停めていただくこととなりますが、青葉区役所の駐車場も兼ねておりまして、時間帯によってはお待ちいただくような状況がございます。

次に、この会議において整理した課題でございます。26 ページをご覧ください。まず老朽化が課題となっております。平成 27 年度から 28 年度にかけて実施した調査により、建築設備の劣化やコンクリートの中性化の状況が明らか

となっています。また老朽化以外にも、災害対応能力の向上をはじめとする防災性や、庁舎の分散といった機能性、バリアフリーの向上といった社会性、耐震改修で設置した制震ブレースによる事務室分断のために事務室運用の見直しが迫られるなどの活用性、維持管理コストの圧縮等の経済性といった課題がございます。

これらの課題に対応するため、老朽化については、本庁舎の改修又は建替の2つの対策に絞り、老朽化以外の課題については、目指すべき理想像として、本庁舎のあり方を整理いたしました。

これらの本庁舎のあり方については、40ページをご覧ください。表の左側が、目指すべき理想像である本庁舎の課題、右側がそれぞれのあり方において望ましいと考えられる機能や性能などをまとめた実現方針となっています。

本庁舎の諸課題を解決するために、機能強化を図るべく改修をして、もうしばらく使い続けるか、建替えをすべきかの結論を導くために、それぞれケーススタディを行いました。ケース毎の詳しい内容につきましては、本日は割愛させていただきますが、総括したものをご説明いたします。68ページをご覧ください。

68ページから69ページが改修案の総括でございます。69ページの右下、①から③にございますように分散化が解消できないこと、改修後の供用期間が不明であり将来的には必ず建替が必要となることなどの理由により、改修ではなく建替が妥当であるとの検討結果となっております。

続きまして、70ページから71ページが建替案の総括となっております。71ページの右下①から③にございますように、移転建替は用地取得や公園に係る許認可等の手続きが難航するなどの不確実性がありますことから、事業の遅延により本庁舎の余命を超過するリスクがあるなど、また現地建替は、財政負担が軽く手法次第で仮移転も最小化できるなどの理由により、現地での建替が望ましいとの検討結果となっています。

なお、ケーススタディにおける現地で建替する場合の基本的な考え方は、現在の庁舎を全面解体の上建てるのではなく、高層棟の庁舎は使い続けながら、敷地の空地等を活用して建替えることとしております。この配置計画等につきましては、第3回の委員会でご議論をいただければと思っております。これまでの検討経過は以上でございます。

増田委員長： ありがとうございます。ただいま、事務局のほうから説明いただきましたけれども、皆さんからご意見、ご質問などありますでしょうか。

高橋委員： すみません、すごく根本的なところで確認したいんですが、分散化がよくないというお話がありましたが、分散化していて良かった点というのはないのでしょうか。大きなものに一つに集約することだけが良いということでもないのかなど。そのような見方はされたのでしょうか。

事務局： 分散化していることのデメリットは、組織が各庁舎にばらばらに入っていることで、市民の方にとって分かりづらい庁舎になっていることとございます。

例えば、何かを行う時にこちらの部署に行きたい時はこちらの庁舎、別なところに用事がある時は、別の庁舎といった具合に不便があるといったことで、分散化についてはデメリットかなど。また5つの庁舎の他に、他の民間ビルを5つも借りており、コストがかかる面もデメリットと考えています。

必ずしも本庁舎にいる全ての部署、外郭団体も含めて本庁舎に必要なという部分では、かえって分散しているところで、その組織が活動しやすいという面はあろうかと思えます。

増田委員長：他に何かございますでしょうか。おそらく今の話は都市の規模に関係してくる気もしますし、阪神淡路大震災の時の神戸のような状況になると厳しいなという感じもします。

それでは、具体的な課題に従って、次に進めていきたいと思えます。

(4) 本庁舎建替のコンセプト・立地・事業手法について

増田委員長：では続きまして、本庁舎建替のコンセプト・立地・事業手法についてであります。一番最初に機能を決めるようなコンセプト、その次に立地、事業手法としてそれぞれ区切りつつ議論をしていきたいと思えます。第1回目ですので、皆さんから自由にご意見を聞きたいというのが主旨です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料11、資料7～9を使います。それでは、新庁舎のコンセプト、立地、事業手法についてご説明申し上げます。

はじめに資料11をご覧ください。こちらが新庁舎のコンセプト、立地、事業手法についての資料でございます。昨年度までの検討結果を踏まえまして、論点や内容を整理したものとなっております。

1.新庁舎のコンセプト (1) コンセプトの構成でございますが、昨年度本市内部で検討した内容を踏まえまして、議論の叩き台として仮に4つのコンセプトをお示ししております。災害対応・危機管理に関する内容、まちづくり（賑わい・協働）に関する内容、利便性・環境配慮に関する内容、持続性（経済性・生産性・柔軟性）に関する内容の大きく分けて4つに分類しております。さらにこれらをまとめた共通理念を打ち出す構成としております。

(2) のコンセプトそれぞれの論点等でございますが、先ほど申し上げた4つの分類について、それぞれの論点等を記載しております。新庁舎のコンセプトとしてどのような内容を盛り込むべきか、また4つの分類に追加して新たな分類が必要かどうか、などについてご意見をいただきたいと思えます。

なお、コンセプトにつきましては、資料7をご覧ください。他の政令指定都市で行われた本庁舎建替事業の基本構想に掲げられたコンセプトの内容をご参考までに記載しております。

資料の左側、「1.本庁舎のあり方」については、先ほどご説明いたしました検討報告書を基に作成しております。表の左側が目指すべき理想像である本庁舎のあり方でございまして、これを材料として新庁舎のコンセプトの検討に活

用するためにまとめたものでございます。表の右側、あり方実現の方針とありますが、こちらが導入や設置、付与が望ましいとされる機能や性能等の目標である実現方針となっています。これらはコンセプトに関連付けられた整備方針として、今後段階的に具体化し、細部につきましては、基本計画の策定段階において検討していくものでございます。

資料の右側が、他政令指定都市の新庁舎のコンセプトでございます。仙台市に先駆けて新庁舎の建替に着手している横浜市、京都市、川崎市、千葉市の事例を紹介しております。本市の基本構想におきましても、最終的にこのような形でまとめてまいりたいと考えております。

資料 11 に戻りまして、「2.新庁舎の立地について」でございます。昨年度までの庁内の検討の結果では、早期の建替への確実性や仮移転の最小化、財政負担の観点から現庁舎敷地での建替が望ましいとの考え方をお示ししております。これから策定いたします基本構想では、立地場所を確定させて記載することとしておりますが、本日はまずは全市的なエリアから災害対応や交通の利便性などの論点でご議論いただき、勾当台エリアとその他のエリアとの比較についてご意見いただきたいと思っております。

また、仮に勾当台エリアとした場合に庁舎敷地として望ましい立地の考え方はどうなのかについてもご意見をいただきたいと考えております。

なお、資料 8 をご覧ください。新庁舎の立地の考え方について整理したものでございます。「1.エリアの考え方」でございます。勾当台地区とその他の地区について、災害対応や、利便性といった項目を視点としてその内容を記載しております。災害対応の視点では、勾当台地区に立地する場合には、国の合同庁舎や県庁と近接しており、万が一の時でも歩いて情報共有できる点が挙げられます。利便性の視点では、勾当台地区は地下鉄やバスの利便性が高い一方、他の地区に立地する場合は十分な公共交通網が必要になるものと考えられます。次に、市民・地域への貢献・地域特性の視点では、勾当台地区は公園や定禅寺通りとの関係性によって賑わいを維持、向上させることが可能となります。他の地区に立地する場合は新庁舎整備が新たなまちづくりの契機となり得る一方、勾当台地区の集積度の低下を招く可能性もあると考えられます。

資料右側「2.エリア内部の考え方（勾当台地区の場合）」でございますが、これは立地場所を勾当台地区とした場合に、現本庁舎敷地に整備するケースと市民広場や勾当台公園に整備するケースについて、それぞれのポイントについてお示ししております。災害対応の視点では、現本庁舎敷地に整備する場合、仮移転の最小化も可能で、工事中の災害対応機能も維持できること、早期の建替により災害対応機能も早く強化できることが挙げられます。市民広場または勾当台公園に整備する場合は、仮移転が不要な一方、工事中に大規模な災害が発生した場合、避難できる場所の確保に課題があることや、公園を廃止する手続きに時間がかかり、本庁舎の耐用限界を超えてしまうおそれもございます。利便性の視点では、どちらとも仮移転による利便性の低下はないものと考えら

れます。市民・地域への貢献・地域特性の視点では、現在の本庁舎敷地に整備する場合は、イベント開催スペース等の併設により定禅寺通りや市民広場、勾当台公園との相乗効果で賑わいを創出できること。また、工事中でも市民広場や勾当台公園では引き続きイベントが開催できることが挙げられます。一方、市民広場または勾当台公園に整備する場合は、現在の本庁舎敷地に代替公園を整備することが考えられますが、代替公園が完成するまでの約5年間は勾当台地区での大規模なイベントが開催できなくなってしまうことや、勾当台公園に存在する保存樹木を維持しながら工事を行うことが難しいことが挙げられます。以上が新庁舎の立地についての考え方です。

最後に新庁舎の事業手法についてです。ここでいう事業手法とは、庁舎を単独で整備するのか、あるいはマンションや音楽ホール等と複合させて整備するのかということ指しております。資料11の右下、「3.新庁舎の事業手法について」でございますが、昨年度までの検討の結果4つの論点として整理をいたしました。1点目が本庁舎を使いながらの整備ができるかどうか、災害対応機能や来庁者の利便性等が維持できるかという観点、2点目が維持管理コストも含めた財政上のメリット・デメリットという観点、3点目が事業が長引く可能性や本庁舎耐用限界を超えてしまうリスクがあるかどうかという観点、4点目が災害対応や維持管理など運用していく上でのメリット・デメリットという観点でございます。

なお、事業手法につきましては資料9「新庁舎の事業手法について」をご覧ください。事業手法の考え方でございますが、庁舎単独で整備する場合、分譲マンション等と複合する場合、音楽ホール等と複合する場合の3つを想定しております。

資料の左側に「2.分譲マンションとの複合化 ケーススタディ結果」を記載しております。事例のような縦型、横型の2つの複合化について検討を行っております。現在の本庁舎敷地で行う場合、いずれのパターンにおきましても庁舎を使いながらの整備は困難であり、全面的な仮移転が長期間続くこととなります。また、工事ヤードの課題や地価水準の違いにより事業採算性の課題や、計画・施工上の課題がございます。さらに完成後におきましても災害時等の屋外退避スペースの不足や、特に縦型とした場合は区分所有により権利形態が複雑化し将来の大規模修繕や建替等の意思決定が円滑に進まないリスクがあるなど、課題が多いという結果となっております。

次に右側「3.音楽ホールとの複合化 ケーススタディ結果」でございます。同様に縦型、横型の2つのパターンについて事例検討を行っております。現在の本庁舎敷地で行うとした場合、どちらにも共通する課題としてホールの規模にもよりますが、容積率及び高さ制限の建築制限を超過する可能性があります。また、ホール利用者の駐車場を別の敷地に整備するか、地下に設ける必要があります。その際地下5～6階といった非常に深い部分で駐車場を設けなければならなくなるということがございます。このほか、表でお示したような多くの課

題がございます。また、完成後においてもマンション同様に災害時等の屋外退避スペースの不足が懸念される他、将来の建替スペースの敷地内確保が困難であることなど課題が多いという結果となっております。

最後になります、資料 10 をご覧ください。本庁舎建替に関しての市民及び仙台市議会調査特別委員会からのご意見をご紹介します。本庁舎の建替に関する情報は 4 月からホームページに掲載しており、常時ご意見を受け付けております。また、11 月には本市主催の市民まちづくりフォーラムが開催されまして、「新しい本庁舎に期待すること」というテーマで参加者によりグループ討議によりご意見をいただきました。ここにはその他メールや電話などでこれまでに寄せられた数々のご意見の骨子をまとめてございます。特に (1) コンセプト、(2) 立地、(3) 事業手法に関することについてご覧いただければと思います。

次に資料右側の仙台市議会調査特別委員会からのご意見についてでございます。(1) コンセプト、(2) 立地、(3) 事業手法について記載のようなご意見がございますので、ご参照いただければと思います。説明は以上でございます。

○コンセプトについて

増田委員長： ありがとうございます。大きく 3 つのテーマでご説明をいただきました。

それぞれ関係する部分はございますが、一つずつ議論を進めたいと思います。

まず、コンセプトについて、資料 7 を参考にしながら意見交換を行いたいと思いますが、皆様のお考えなどご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

内田委員： 資料 7 にあり方が 7 つあり、最終的に 4~5 項目に集約と記載があります。また、他政令指定都市のコンセプトも同様に 5 つ程度にまとめられているのですが、どのあり方も重要な視点であり絞り込む必要があるのでしょうか。また、絞り込んだ場合に優先順位をつけるのか、つけないのかの考え方はありますでしょうか。

事務局： 検討の際は記載の 7 項目としておりましたが、相互に関係する内容もございましたので、繋ぎ合わせることで絞れるのではないかという考え方で、現状 4 つとしています。4 つにこだわっているわけではございません。また、優先順位については、他都市の事例を見ますと、ある程度文章化されてコンセプトとなっております。その下に細かい解説が記載されております。こちらについても、ご議論いただいた後にどの順番で記載するかをご検討いただくこととなりますが、優先順位という考え方はございません。

財政局長： 補足いたします。資料 7 右側の表に記載の通り、項目の数がいくつでなくてはいけないということはありませんが、逆に 10 も 15 も並んだ場合に一般の方に分かりにくくならないかという懸念はございます。そういった意味で、ある程度の数に集約することがご覧いただいた際にポイントが分かりやすいのではないかという基本的な認識はございます。それが 4 つなのか 5 つなの

かということに関しては、我々で決める話ではございませんので、ご意見をいただければと思います。

高橋委員： 都市計画審議会等でマスタープランを作る際も同席させていただいたのですが、どうしても地域特性の表現の部分が難しい部分かと思えます。それ以外の内容はどの都市にも共通するもので、既に当たり前のレベルなのかなと考えた時に、仙台らしさの表現を入れたくなる気持ちは分かるのですが、ではどのように表現するのがとても難しい課題となります。例えば仙台らしさといった時に、現庁舎がある敷地といった歴史性ということで、この場所から移るべきではないという考え方もできて、それだけでも仙台らしいと言えば仙台らしいと言えると思います。地域性があるものが何かを具体的に掘り下げて、記載するところまでしないと、地域特性の表現という項目があっても分かりにくいという気がします。今の入れ方では非常に曖昧というか、入れなくてもよいのではないかと思うぐらいのレベルです。内容として膨らませるか、さらっと逃がすかぐらいになるのではないかと思います。この項目を入れるか入れないかは大きい部分なのではないかと思いました。

佐藤副委員長： 提案というか投げかけを1つさせていただきたいと思えます。災害対応、防災の観点から、新しい庁舎は構造体にしても免震や制震などの高い耐震性能の建物になるでしょうし、様々な防災関連設備がインストールされることになると考えております。そういったものを、市民や特に子どもたちが実物を見学できるような、防災教育の教材に新市庁舎そのものになるような仕掛けがあるといいのではないかと考えております。個人的に教育局さんの仙台市の教育基本計画の委員もさせていただいておまして、その中に仙台版防災教育の推進というものが教育の方でも柱となっておりますので、新市庁舎とリンクする部分があるのではないかと考えております。既に整理していただいた4つのコンセプトの中に、この提案がどこかに入り込むのか、別の項目となるのか今すぐには分かりませんが、ご検討いただければと思ひ、発言させていただきました。

増田委員長： その他いかがでしょうか。特になければ、資料11の4つの叩き台のコンセプトについてご意見ございますでしょうか。

東日本大震災の時に、災害対策本部を青葉区役所に設置したわけですが、それを本庁舎側にまた戻すということですが、具体的にどのような機能が必要だったのかみたいなものが、いずれ精査が行われて、災害対策本部が置かれる箇所の構成がその次の段階で議論されていくんじゃないかと、議論しなければいけないなと思ったりもします。

都庁の災害対策本部のどでかいスクリーンのような、情報システムも含めた新しい災害対策本部については、どこかで検討して、それが新庁舎に入ることを検討していくことが必要だと思います。

伊藤委員： 資料8について確認ですが、今回の検討委員会は本庁舎建物そのものと、建物を含めた周辺環境をどこまで含めるのかという視点があると思ひますが、

私の立場で言いますと、例えば現地案で考えますと現状の庁舎では1階から8階までは自由に移動できます。議会棟の傍聴席も含めた課題はありますが。もう一つとしては、市役所までのアクセスの部分で、市役所と青葉区役所は地下道を通じて雨天関係なく通行ができます。我々の懸念としては、地下鉄の勾当台公園駅からエレベーターの出口が市民広場に出てきます。そこからの市役所出入口までのアクセスは、降雪時等を考慮するとなかなか通りにくい部分があります。また、夜間出入口については、北側の駐車場を回って市民広場まで出ることになり、アクセス的には不便です。

本庁舎への例えばの要望としては、市民の憩いの場から直接地下道を通して、アーケード側へ促せるようなものができたらと考えています。そのような地中内環境はどこまで考えてよいのでしょうか。

財 政 局 長： 地下鉄と庁舎の直結についての議論やご意見は市議会でも既にいただいております。今後基本計画の段階での検討項目となるかと思えます。また、今後ご議論いただきます庁舎の配置計画によっては、アクセスの距離や、道路の交通量への影響等、様々な観点が指摘されております。色々な課題がある中で、どこまで実現できるのか、具体的な段階でひとつひとつ検討を深めていくことになるだろうと考えます。

増 田 委 員 長： 今のところは、検討の枠組みに入っているということでございました。他に何かご意見はございますでしょうか。

姥 浦 委 員： 市庁舎を建替えるということは、通常のビルを建替える話では全くなくて、市の一番大切なシンボリックな建物を建替えることだと思っております。コンセプトという中でも、市政そのものの方向性を本庁舎によって表していくというのが最大のポイントだと思います。そのため、職員の方だけでなく市民がどのように使うのかということも非常に重要なポイントになるでしょうし、市政そのものの根本になる総合計画との関係もにらみながら分かり易くご説明いただけると良いかなと感じました。市政の方向性があるって、それを実現するための市庁舎ですということをコンセプトの段階から明らかにした方がいいのではないかという気がいたしました。

増 田 委 員 長： ものすごく大きく構えると、区役所制度を含めた仙台市全体の行政システムがどうあるべきかという視点があるって、区役所と市役所本庁舎の役割はどうなのか、みたいところまで議論を広げる可能性は有り得ると思えます。

議会棟については、議会に属する方自身があり方を見直している中で、庁舎はどのような市民サービスを行うのか、市民が自主的に使う空間がどのようにあるのか、といった課題がコンセプトに集約されると思うのですが、まとめきるのは、なかなか難しい気がします。

その他、町内会や社会福祉的なご意見はいかがでしょうか。

堀 江 委 員： 先ほど7つのコンセプトのご説明がありましたが、町内会、地域としては防災性のある庁舎は必要であると考えます。区役所と本庁舎とで一体感のある防災対策をするべきと考えています。

また、市民的な視点では利便性が大事であろうと考えています。

それから、市民・地域への貢献については行政として今後やらなければいけない課題であろうと思います。

最後に 4 つ目に、地域特性の表現という項目は必要ではないかと思います。旧庁舎ではいろいろな取組みがありました。例えばお昼にサイレンを鳴らすだとか、特殊な市庁舎の運用がなされていました。市民の市庁舎という視点で見れば、仙台らしさを出す必要性があるのではないかと思っております。

昭和 40 年代に現本庁舎ができた際に、旧庁舎を文化財として残すかどうかという議論がありました。当時は技術的に難しいということで解体となってしまいました。新庁舎においては、杜の都仙台らしい、伝統的なものも必要ではないかと思い、仙台らしさということも検討する必要性があると思っております。

山 浦 委 員： 都庁のように、庁舎を移転することで戦略的なまちづくりをしていこうという上位計画があるのであれば、立地にも影響が出てくると思います。上位計画との関係を確認して議論の必要があると思います。

市民目線では、お金がどのくらいかかるのかというのが関心事だと思います。

また、庁舎の耐用限界が示されておりますので、時間に制約された手法の中で、コンセプトをつくっていかなければならないと思います。

また、市民の施設ということであれば、セキュリティを踏まえつつも、市民が入りやすく親しみやすい構成を考えていただければと思います。

大 草 委 員： 一市民として、新庁舎に望むことは、これからの市政を新庁舎によって体现することはもちろんのこと、同時に仙台市民側が仙台市への希望を体现する庁舎であってほしいと願っております。

また、地域特性の項目について、定義は難しいとは思いますが、ぜひ入れていただきたいと思います。仙台市は特に転勤族が多い地域で、非常に住みやすい一方で、愛着を感じている人が少ないところに物足りなさを感じております。仙台市在住の方でも、私も含めて仙台市のことをあまり知らないということ、自身の活動を通じて感じておりますので、やはり自分たちの地域の特性を発見して、自分たちの誇りに繋げていけるような場所にさせていただけたら、嬉しく思います。

また、本庁舎においては、市民の方がふらっと立ち寄りたくなるような空間であり、立ち寄る中で地域の理解が深まるような場所であってほしいと感じております。

増 田 委 員 長： 現在本庁舎の 1 階には市政情報センターがありますが、本庁舎にどのように組み込んでいくのかというのは大きな課題かと思えます。

それではコンセプトに関して、ただいま皆さんからご意見がありましたが、3 点の議論を進める必要がありますので、立地に議論を移しながら進めていきたいと思えます。

○立地について

増田委員長： 資料 11 では、現地建替が方向として出ておりますが、ご意見いかがでしょうか。

伊藤委員： 仙台市の市立病院等、当初の敷地から移転した公共施設について、移転後の市民意見があったのでしょうか。

財政局長： 個々の施設の移転後の市民意見について一様に調べたことはございません。量的にお話はできませんが、市立病院が郊外に移ることで搬送時間が変わってくるということではございました。また、病院に掛かっている方のお住まいによっては当然移動時間等の利便性は変わってまいります。このように、市民に一定の影響があるということは事実だろうと思います。良し悪しはなかなか評価が難しいかと思いますが、庁舎の立地を考えるにあたりまして、歴史的に官公庁街として成り立ってきたこのエリアでは、県庁や国の機関との近接性は災害時に大変重要な意味を持ってまいります。そういった立地的特性を将来に渡って維持していくのか、あるいは全く違うところに移転するのか、それによる影響をどうカバーするのか、という部分が大きな論点になろうかと思えます。

姥浦委員： 少し後戻りしながら話をさせていただくと、1 つ目が仙台市としてのあり方について、市の総合計画の 1 番目か 2 番目に「市民力」という言葉がありまして、そこが非常に重要だと考えます。資料 6 で、市民意見をどう拾うのかと見てみると、ごくごく一般的な公共施設と変わらないスケジュール感で、進めているように見受けられます。本当にこれでよいのかと非常に疑問に感じております。例えば町田市では市民ワークショップを何度も行っていますし、今時はどこの市でもそういった試みを行っているものと思うので、そのあたりを改めてお考えいただきたいと思えます。

そういった意味で、資料 7 においても他の政令指定都市を参照しても仕方がないように思います。それよりは、先進的な意図を持って建替やプロセスが行われた事例を規模に限らず調べていただきたいと思えます。

立地については、勾当台地区以外はないだろうと実際問題として思います。ただし、資料 8 の右側のエリア内部の考え方についてはゼロイチのような 2 択しか出ておりませんが、敷地南側の道路を廃道にして市民広場と一体にしてしまっ、整備の方法を考えるというやり方もあると思えます。もう少し中間的な案もあってよいのではないかと思います。

また、定禅寺通りと市民広場をどのように繋いでいくのか、どのように相乗効果を持たせていくのか、と考えた時にあまりゼロイチで縛ってしまうというのは賢くないやり方ではないかと思います。

増田委員長： 時間的な制約がある中ですので、今できることを議論しておいた方がよいという面も同時にあるように思います。

高橋委員： 私としては、市民広場または勾当台公園側への立地もあるのではないかと思います。イベント開催が一時的にできなくなることで市民からの賛同を得られないから公園側への立地はできない、という考え方になりがちですが、

もっと良い公園をお金も含めて考えれば、10年くらい我慢しましょうという考え方もあるのではないかと思います。非常に狭い現状の敷地に新庁舎を建てると、上に積まざるを得ないわけです。結局現庁舎の課題にもなっている設備関係のメンテナンスというのは、今後も必要なわけで、高層な庁舎だと良いことがないのではないかと思います。既存の公園の樹木も大事な要素だと思えますが、同じ場所に残すのではなく、移植することも考えて、現敷地での建替に勝るもっと良いものを計画することも可能ではないかと思います。

現庁舎が完成した際の写真を見ると、旧庁舎が同じ狭い敷地で建っているわけです。将来的に新庁舎を建替する際に、同じような敷地内での議論をするのではなく、市民広場や勾当台公園まで広げた建替の計画としても良いのではないかと思います。現本庁舎の敷地の方が、折衝を含めたスケジュール管理がしやすいという点もあるとは思いますが、もっと長期的な視点でもう一度議論していただきたいと思えます。

増田委員長： 非常に大きなご提案ありがとうございます。振り返ってみると戦災復興の時に、この地域の公園をつくり、その後市役所ができ、というくらいの時間スケールで考えると、今のような議論も有り得るのではないかと思います。

それでは、このエリアの立地について資料8に記載がありますが、概ね勾当台地区という点は共通認識ということでしょうか。

～ 一同異議なし ～

増田委員長： それでは、いくつかの意見が出ましたので、次回までに論点整理を行い、また議論を続けたいと思えます。

○事業手法

増田委員長： それでは、事業手法について、皆様からご意見、ご質問などいただければと思います。いかがでしょうか。

個人的には資料9の左側のマンション合築案は、苦勞の割にリターンがないのではないかと思います。

なかなか皆さん、ご意見難しいでしょうか。

山浦委員： 容積率などのボリュームの制限が分からないと、できるできないの議論ができないと思います。補足的に教えてもらえればと思います。

事務局： それでは、現敷地の都市計画法上の用途制限等についてご説明をしたいと思います。こちらの地域は商業地域になりまして、建ぺい率が80%、建ぺい率というのは敷地面積に対してどれだけの建坪で建てられるのかという数値です。容積率が500%でして、容積率というのは敷地面積に対してどれだけの延べ床面積の建物が建てられるのかという数値です。また、高さ制限については、仙台市の杜の都の景観計画というものを作成しておりまして、青葉山から見たときの景観を意識していまして、通常ですと高さ60mという制限がありますが、空地の確保や緑地率を上げることで80mまで緩和することができます。高層化をした場合は、19階建てくらいの建物までしか建てられないということで、ケ

ースタディを行っておりました。

容積率 500%はどのくらいかと申しますと、敷地面積が約 13,400 m²ですので、延べ面積は約 67,000 m²となります。現庁舎等の規模を参考として 19 階建てとすると、約 63,000～65,000 m²の延べ床面積があれば庁舎建替が満足にできるということでケーススタディを進めておりました。

要望面積が増えた場合、容積率 500%を超えてしまうと建てられないわけではありますが、これを 700%まで上げることも検討によっては可能です。消防法上の要件や交通規制等、多くの条件をクリアして建築審査会に認められれば、700%とすることも可能となります。必要な機能で要望面積が大きくなる場合は、総合設計という特別制度を用いて、容積率を上げていくこと可能ではありますが、コストにも影響が出てまいりますので、できるだけ緩和措置を得ずに 500%の範囲内で建てられればよいだろうという考え方はございます。

山 浦 委 員： ちなみに、公園で建替えた場合も同じような条件となるのでしょうか。

事 務 局： 公園も概ね同様の条件となります。

堀 江 委 員： 仙台市の検討結果では、現庁舎敷地内での建替が望ましいとあるが、どの部分に建てることを想定しているのか。空いている場所という噴水の部分しかないのではないか。どのような配置を検討したのかお伺いしたい。

事 務 局： 資料 4 の報告書の 54 ページをご覧ください。こちらは、現地に 1 棟で建てる場合のケーススタディです。ここでの検討内容は、既存の低層棟を一部壊せば、現状の噴水部分に、必要と思われる現在と同等の規模の集約された庁舎を建てられるという考え方です。議会機能を現庁舎に移設して、先に議会棟を壊すという考え方もあろうかと思えます。また、議会棟を新庁舎の棟に含むのか、あるいは単独で整備するのか、といった点も今後のご議論の中で決まっていくかと思えます。

ご参考までに次の 56 ページでは、2 棟案を記載しております。こちらも既存の本庁舎を壊さないで建てることを前提としております。本庁舎を先に壊してしまうと、まとまって組織をひとつの民間ビルには収めきれず、複数のビルに分散することになります。その際の利便性の低下や、災害対応、コストの問題が発生するため、既存の高層棟ははじめに壊さないこととしています。

2 棟案の場合は、既存の低層棟も壊すことのない範囲で 1 棟目の A 棟を建てて、そちらへ本庁舎から移転を行い、現庁舎を壊した後に、2 棟目の B 棟を建てるという案です。

これら 2 つの案で検討しておりました。先ほどの用地を新たに取得する案と、公園を活用する案と比較すると、現地建替の方が建てやすく、望ましいという結論としておりました。

増 田 委 員 長： 今回基本構想の中で、どこまで絞り込むのかという議論が必要かと思えますが。

事 務 局： 現状では現地か、勾当台公園かという結論が出せるわけではないと思えますので、第 3 回目の会議の際には色々なパターンを用意し、配置計画案として

お示ししてご議論をいただきたいと思います。

増田委員長： オプションはたくさんあるようで、あまりないのかよく分かりませんが、その他ご意見ありますでしょうか。

内田委員： 庁舎の事業手法の考え方として、庁舎だけなのか、どのようなスペースを設けるかについては次回以降に議論をすることも、他施設との複合化について今日は考えるということによろしいでしょうか。

増田委員長： 複合化についてのオプションを残すかどうかについては、ある程度議論したいと思います。

内田委員： マンション付きか音楽ホール付きかという選択肢だけでは、意見が出ないと言われても仕方がないように思います。

佐藤副委員長： 資料 9 には、音楽ホール等との複合化、とありますので音楽ホール以外の施設との複合化についてもご検討されているのでしょうか。また、その検討時間の余裕はあるのでしょうか。

事務局： もともとこの合築案は議会の中で、豊島区役所の事例が挙がり、仙台市も同様の手法を取れないのかと指摘されたことが、発端でございます。また、音楽ホールにつきましても、現在音楽ホールの懇話会が立ち上がっており、音楽ホールを建てるのであれば、庁舎と合築して建てることも考えられるのではないかとこの話があり、これらに関して整理してケーススタディを行ったという経緯がございます。

それ以外の具体的な施設は考えてはおらず、庁舎機能の範囲内で、市民活動スペースや情報発信スペースの充実を盛り込んでいきたいと考えております。

増田委員長： 今回の庁舎機能の中で言うと、特別な要請がない限り、複合化は難しいテーマだろうと個人的には思います。

報告書の 9 ページの各庁舎配置図よりもっと広域な範囲で考えて、本庁舎に入ってくる機能があるのかどうか、次回は施設立地の資料を出していただけると分かりやすいかと思います。

また、PFI や PPP といった手法を用いるのかどうかという議論もありますが、そこまで資料に書き込まれているわけではありませんので、先進的な事例の調査等もう少し検討していただいて、次回までの資料に反映していただければと思います。

その他、全体を通しての意見などございますでしょうか。

姥浦委員： 今日の議論を聞いての印象が半分なのですが、はじめに申し上げたように、本委員会での議論は仙台市をこれから先 50 年 60 年どうしていくのか、ということですので、まずは長期的な視点を持つことが重要だと考えます。

もう一つ、コストの話が出ていますが、コストとベネフィットがどうかを比べることが重要であって、コストが増えるからダメという話ではないと思います。コストの反面に現われるメリットについても公平に見ていただければと思います。資料の作り方や議論の中身も含めて考えていただければと思います。

増田委員長： 国交省の再開発事業のコストベネフィットのマニュアルにはそういった計

算をしろと書いてあったかと思いますが。市民サービスをいくらに換算するのかというのは難しいかと思いますが、そういった視点で考えていく必要があるかと思っています。

佐藤副委員長： 勾当台エリアの地下部分の埋設物によって、建物配置が制約を受けるということはないのでしょうか。

事務局： 勾当台公園と市民広場の間に地下鉄が走っているのですが、真下から何十mという範囲には、工作物は造れないという制限がございます。したがって、市民広場の東側の道路沿い、勾当台公園の西側の道路沿いの一部には建築物は建てられないという制約がございます。

伊藤委員： 専門外の部分もあり、勉強させていただきました。仙台市のコンセプト作成にあたり、現庁舎のコンセプトはあるのでしょうか。有効な理念がもしあれば、素人の私でも、市民の皆さんにも分かりやすくなるのではないのでしょうか。

増田委員長： もし当時の資料がありましたら、添付していただくとよいかと思います。昭和40年は何を議論していたんでしょうね。

堀江委員： 当時、現庁舎に入ったときに感じたことは、極めて殺伐としていたことです。旧庁舎があまりにも伝統的な建物だったものですから、殺伐としたコンクリートジャングルのような印象を受けました。コンセプトについては、聞かされていないかと思っています。

増田委員長： 当時有名建築家に建てさせた庁舎もいくつかあり、残っているもの、残っていないもの、様々ですね。次の段階の設計者の選定については、やり方は色々あると思っています。大規模コンペにしてメディアテークのように盛り上げながらつくる議論もあり、もっとコストを下げた業務のハコとして効率の良いものを安くつくるといった選択も一方であると思います。

それでは、議論としてはあまりまとまっていませんが、皆さんからいただいたご意見を踏まえて、次回の資料につなげていただければと思います。

それでは、以上で予定していた議論は終了とさせていただきます。

最後に私個人として気づいたことですが、前回皆さんに委員のご承諾をいただく際にいくつかの資料をお配りしていたのですが、その中に分かりづらい資料があるという意見がありました。その補足も含めて次回は資料作成していただきたいと思っています。

事務局： 委員長からいただいたコメントについて、事前に資料をお配りした際に、第2回目のテーマの叩き台の資料もお示ししておりました。新庁舎の新しい機能、規模についての資料でしたが、難しい表現がございましたので、詳しい補足説明資料を準備させていただきたいと思っています。

また、ご議論の中で委員の皆さまから資料についてのご要望もいただきましたので、内容を事務局で整理の上資料を作成し、次回会議時にお示ししたいと思っています。

山浦委員： できれば資料を早めにいただきたく思います。

事務局： 事前に配布するようにいたします。

増田委員長： それでは、次回の日程も含めてご説明があると思いますので、進行は事務局にお返ししたいと思います。

司 会： ありがとうございます。

最後に、次回以降の日程の確認でございます。次回、第2回の会議ですが、年が変わりまして来年の1月30日（火曜日）、午後2時から、場所は市役所本庁舎を予定しております。会場については改めてお知らせいたします。

2回目では、本日いただいたご意見の確認と、新しくお示しする資料の説明、新庁舎の機能および規模についてご議論いただく予定としております。資料は予めお届けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、第3回でございますが、3月26日（月曜日）、午後2時から、場所は同じく市役所本庁舎を予定しております。3回目では、新庁舎の配置、コスト、スケジュールなど整備方針についてを予定しております。

後日、改めてご案内を差し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、第4回以降の会議日程につきましては、改めて委員の皆さまと日程調整のうえ、お知らせいたしますのでよろしく願いいたします。

8 閉会

司 会： それでは、以上をもちまして、第1回仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会を閉会させていただきます。本日は長い時間ありがとうございました。